

北海道社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会運営要領

第1 目 的

この要領は、北海道社会福祉審議会運営規程第4条の規定に基づき設置される北海道社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 所掌事項

専門分科会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 1 北海道地域福祉支援計画の推進管理に関すること。
- 2 地域福祉に係る情報の収集に関すること。
- 3 市町村地域福祉計画の作成に関する道の指針等に関すること。
- 4 その他必要な事項

第3 委 員

専門分科会の委員は、総数10名以内とする。

ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を加えることができる。

第4 専門分科会

- 1 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 2 専門分科会長に事故あるときは、それぞれの専門分科会において、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。
- 3 専門分科会は、必要のつど専門分科会長が招集することとし、専門分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。ただし、専門分科会については、専門分科会委員の4分の1以上の請求があったときに、専門分科会長がこれを招集する。
- 4 専門分科会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 5 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第5 庶 務

専門分科会の庶務は、保健福祉部福祉局地域福祉課において処理する。

第6 専門分科会長への委任

この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営その他必要な事項は専門分科会長がこれを定める。

第7 施行期日

この要領は、平成30年4月2日から施行する。